

## X Rコンテンツ作成講習会実施事業業務委託基本仕様書

### 1 事業の目的

県内の高校生等がX Rコンテンツ制作の基礎的なスキルを習得し、楽しみながらX Rコンテンツを作成するとともに、X Rコンテンツの活用事例を学ぶことで、新しい技術や分野への適応能力と、自ら新事業を創出することへの意欲を持つ若者を育成する。

### 2 委託業務の内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を委託する。

#### (1) X Rコンテンツを制作する講習会開催に関する業務

##### ① 講習会の企画・運営

- ・受講者は、県内の高校生、大学生、専門学生を対象とすること。
- ・受講生が以下のスキルを学びX Rコンテンツを制作するものとする。

ア X Rコンテンツ制作における基礎的なU n i t yスキル教育

イ X Rコンテンツを効果的・効率的に制作する手法等の共有

##### (ア) テクニカルスキル

- i. U n i t yを中心としたX R開発プラットフォームの適切な使用方法
- ii. X Rデバイスやモバイルデバイスにおける最適なパフォーマンスと互換性の確保
- iii. グラフィックスやアニメーションの最適化手法

##### (イ) デザインスキル

- i. ユーザーが没入感を高め、快適に操作できるような設計
  - ii. X R環境下におけるユーザーの認知負荷の最小化
- ・コンテンツの題材は、受講者の世代が興味を持つもので、山形県の優位性またはポテンシャルを引き出すことができるものを選定すること。
  - ・受講者のコンテンツ制作を支援するためのハンズオンセッションを提供すること。
  - ・開催地は山形市と庄内地域での開催を含むこととし、講習会の日程や実施形態は県と協議のうえ決定する。
  - ・講習会の実施にあたり、必要な機器・備品等は受託者側で準備すること。

##### ② 受講者の募集・管理

- ・受講者数は50名以上とすること。
- ・受講者の募集は県と連携のうえ、受託者が実施すること。
- ・当業務実施にあたり、受講者への必要な連絡全般は受託者が実施すること。

(2) XR体験コンテンツ制作に関する業務

- ① (1) で受講者が作成したコンテンツ (以下「作成コンテンツ」) について、ヤマガタリアルメタバース研究所のホームページでの公開に適した体験コンテンツとして構築すること。
- ② 製作するXR体験コンテンツは、作成コンテンツの活用展開可能性を受講者が体感できるもの、県民の興味関心を惹くものとする。

(3) 成果発表会の開催に関する業務

(1)、(2) で実施した事業成果の発表会を行うこと。

成果発表会は県が実施する本件以外のXRビジネス創出関係事業と合同で行い、運営は本事業の受託者が行うものとする。

(4) 委託業務のプロジェクト推進等に関する業務

下記に定めるプロジェクト推進等に関する業務を行うこと。

- ① プロジェクト定例会を開催し、進捗報告を行うこと。併せて議事録等を作成し、提出すること
- ② 山形県が取り組む広報活動に使用する広報用の動画や画像の制作を行うこと

(5) その他

県が実施する他のXRビジネス創出関連事業との連携のもと、委託業務を実施すること。

### 3 KPIの設定

2の(1)～(3)の業務について、それぞれ事業効果を示すための具体的な数値目標を1つずつ設定すること。

### 4 委託業務の対象経費

委託業務の対象経費は、以下の表に示す経費とする。

(1) 人件費

報酬・給与、手当、福利厚生費(法定福利費、健康診断料及び福利環境整備費をいう。)

(2) 運営費

謝金、旅費、借料・損料、通信運搬費、会議費、資料作成費、消耗品費、委託費、印刷製本費、雑役務費、資料購入費、広告料、通信回線使用料(インターネットプロバイダー契約料及び接続料を含む。)、事務機器リース料等

## 5 成果品

- (1) XRコンテンツ作成講習会の実施マニュアル
- (2) 作成したXRコンテンツデータ
- (3) 報告書

## 6 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (3) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任をもって対応するものとする。
- (4) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

## 7 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。